

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支う賃金の差額の割合(マージン率)の情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。(法第23条第5号)

以下に、当センターにおける情報提供項目を公開いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額 (小数点以下一位の位を四捨五入)}}$$

○実施事業所名・事務所所在地

公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会 諏訪市事務所

〒392-0021長野県諏訪市上川1丁2番5号

令和7年度実績

派遣労働者の数	24人
派遣先の数	11社
マージン率	21.9%
派遣料金の1人あたりの平均額	11,512円(1日あたり8時間換算)
派遣労働者の賃金の平均額	8,995円(1日あたり8時間換算)
派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	左記の労使協定は締結していない
教育訓練に関する事項	入職時講習、マナー講習等
その他事項	労災保険、有給休暇制度 ※シルバー派遣事業における就業は「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」に限定されており、所定労働時間が週20時間未満のため、適用対象外です。 ※高齢法第39条第1項に基づく業務拡大等で所定労働時間が20時間を超える等、加入要件を満たす場合は適用されます。

